

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同法第 801 条第 3 項第 2 号、同法施行規則第
189 条に定める書面)

2025 年 10 月 1 日

株式会社川重サポート

川崎重工業株式会社

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社)

神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号

株式会社川重サポート

代表取締役 森 浩昭

(承継会社)

神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦

株式会社川重サポート（以下「分割会社」という。）は、2025 年 8 月 7 日付で、川崎重工業株式会社（以下「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、承継会社坂出工場における設備保守・点検・整備事業及び構内サービス事業の有する権利義務を、承継会社に対して承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）を行いました。

つきましては、分割会社に関しては、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法施行規則（以下「規則」という。）第 189 条の定めに基づき、承継会社に関しては、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び規則第 189 条の定めに基づき、本分割に関して当社本店に備え置くこととされる事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（規則第 189 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（規則第 189 条第 2 号イ）

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第 784 条の 2 の規定による本分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（規則第 189 条第 2 号ロ）

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第 785 条の規定による株式買取請求は

ありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過 (規則第 189 条第 2 号ロ)

分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はないことから、新株予約権買取請求に係る手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過 (規則第 189 条第 2 号ロ)

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日付の官報に公告し、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を実施いたしました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項 (規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (規則第 189 条第 3 号イ)

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせずに実施する簡易吸収分割であるため、同第 796 条の 2 但し書に定める場合に該当し、承継会社の株主は本分割をやめることを請求できません。

なお、承継会社は、2025 年 8 月 20 日付で、本分割を同第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせずに実施する簡易吸収分割とする旨について、同条第 3 項に基づき電子公告を実施しましたが、同条同項及び規則第 197 条が定める株式を有する株主で本分割に反対した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (規則第 189 条第 3 号ロ)

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせずに実施する簡易吸収分割であるため、同第 797 条第 1 項但し書に定める場合に該当し、承継会社の株主は株式買取請求が認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (規則第 189 条第 3 号ロ)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2025 年 8 月 20 日付の官報に公告し、かつ同条第 3 項に基づき、電子公告の方法により 2025 年 8 月 20 日から 1 箇月間継続して公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本分割により、効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、本件吸収分割契約書に定める権利義務を分割会社から承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（規則第 189 条第 5 号）
2025 年 10 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上